

名古屋市農業委員会 令和7年第5回総会 議事録

1 開催日時 令和7年5月26日（月）開始：午後2時00分、終了：午後2時54分

2 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 12A会議室

3 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	16 人
定 足 数	8 人	出 席 数	16 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

4 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

5 事務局職員出席者(課長級以上)

事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、中川農政課長、港農政課長

6 その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（課長補佐級以下）6人

7 傍聴人 1人 他に 記者数 0人

8 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第31号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第32号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第33号議案 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第34号議案 生産緑地の追加指定に係る生産緑地法施行規則第1条の規定による意見聴取について

第35号議案 特定生産緑地の指定に係る意見聴取について

第36号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見聴取について

(3) 報告

①農地転用届出等処理報告について

(4) その他

(5) 閉会

令和7年第5回総会 委員出欠状況

出席農業委員（16名）

1番	小 審 盛 夫 委員	2番	成 田 秋 義 委員
3番	山 口 幸 江 委員	4番	近 藤 正 俊 委員
5番	福 島 茂 俊 委員	6番	木 村 幸 廣 委員
7番	川 本 美 幸 委員	8番	箕 浦 基 伸 委員
9番	布 目 已 佐 子 委員	10番	二 村 新 一 委員
11番	横 井 昭 男 委員	12番	熊 澤 正 巳 委員
13番	清 水 久 一 委員	14番	安 井 勝 春 委員
15番	安 井 秀 樹 委員	16番	横 井 庸 一 郎 委員

出席農地利用最適化推進委員（12名）

17番	久 野 隆 博 委員	18番	山 口 儀 明 委員
19番	若 松 邦 義 委員	20番	石 田 正 彦 委員
21番	松 原 道 直 委員	22番	加 藤 新 一 委員
23番	安 井 正 敏 委員	24番	横 井 慎 一 委員
25番	木 村 正 男 委員	26番	神 野 貞 雄 委員
27番	竹 川 孝 司 委員	28番	坂 野 嘉 紀 委員

令和7年第5回総会（令和7年5月26日）

開会（午後2時00分）

農政課長	<p>本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより令和7年第5回総会をはじめさせていただきます。</p> <p>それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。会長、よろしくお願ひいたします。</p>
議長（会長）	<p>ただいまより、令和7年第5回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、本日の議案といたしまして、第31号議案「農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について」から、第36号議案「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見聴取について」までの6議案の審議を行います。また、報告事項を1件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。</p> <p>限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。</p> <p>それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は16人中16人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員は12人中12人のご出席でございます。</p> <p>次に、本日の議事録署名者は、氏名の50音順により、安井勝春委員及び安井秀樹委員の両委員にお願いいたします。</p>

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まずははじめに、お願ひがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願ひいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第31号議案、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号1-1について、1番、小鳩委員、お願ひいたします。

小鳩委員

受付番号1-1の農地について、成田秋義委員と事務局職員で、5月2日に、現地調査した結果を報告します。

この農地は、6人の親族で共有していたのですが、このたび、譲渡人が親族間譲渡により、持分全部の売却を希望され、譲受人が営農規模拡大のため、譲渡人の持分を取得することを希望し、本申請がなされました。

申請地には現在、ナス、ジャガイモ、キュウリ、エンドウマメ等が栽培されており、肥培管理良好でした。

また、譲受人は、これまでも当該農地を耕作してこられたため、引き続き適正に管理できると思われます。

以上のことから、本件許可することに何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願ひいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号4-1について、14

	番、安井委員、お願いいいたします。
安井（勝）委員	受付番号 4-1 につきまして、竹川推進委員及び事務局職員とで、5月9日に調査した結果を報告します。
	本件は、譲渡人が経営規模縮小のため、経営規模拡大を希望する譲受人に農地を、所有権移転するために許可申請されたものです。
	申請地の、港区小川一丁目はじめ5筆は田で、全て作付け中の状態でした。
	なお、譲受人が現在所有する農地について、飛島村農業委員会に営農状況を確認したところ、いずれの農地も適正に管理されているとのことでした。よって、権利取得後の農地についても適正に利用すると認められます。
	また、面談において農地取得後は、近隣の営農者と調整を取り、営農をすることと、水廻り等にも積極的に参加し、地域と一体となって営農することを確認しました。
	以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまの報告について、何かご意見はございますか。
	特にないようです。それでは、第31号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第31号議案の案件は許可することいたします。

次に、第 32 号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-1 及び 1-2 について、3 番、山口委員、お願いいいたします。

山口（幸）
委員

受付番号 1-1 及び 1-2 の農地について、久野隆博委員と事務局職員で、5 月 7 日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-1 の願い出の農地は、いずれも耕作準備中であり、お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。

以上につきまして、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいいたします。

受付番号 1-2 の願い出の農地は、ニンニク、ジャガイモ、エンドウマメなどが栽培されていました。お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。

以上につきまして、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 4-1 について、25 番、木村委員、お願いいいたします。

木村（正）
委員

受付番号 4-1 につきまして、熊澤委員及び事務局職員とで、5 月 2 日に調査した結果を報告します。

本件申請は、願出者が、姉を、生産緑地名古屋市茶屋新田土地区画整理事業仮換地の 1 筆 933.7 平米、従前地、港区東茶屋二丁目はじめ 8 筆の主たる従事者であることにつき、証明を願

い出たものです。

主たる従事者は、昨年亡くなられました。

なお、本件願い出に係る生産緑地の現況につきまして、調査した結果、畠で、区画整理中の為、作止めの状況であることを確認しました。

これらの事実から、本件申請につきましては、願い出のとおり証明することに、なんら問題はないと思います。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（会長） ありがとうございます。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第32号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第32号議案の案件は証明することいたします。

次に、第33号議案、相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。

本議案には、竹川孝司委員ご本人及び親族に関する案件が含まれております。農業委員会等に関する法律第31条及び名古屋市農業委員会総会会議規則第12条に規定する「議事参与の制限」のため、竹川孝司委員におかれましては本案件についてのご発言を控えていただきますようお願いいたします。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号1-1について、5番、福島委員、お願いいいたします。

福島委員	<p>受付番号 1-1 農地について、近藤正俊委員と事務局職員で、5月 2 日に、現地調査した結果を報告します。</p> <p>受付番号 1-1 の申請地には、カキ、ウメ、ジャガイモ、エンドウ、サクランボなどが栽培されていました。</p> <p>いずれも、畑や果樹畠として良好に管理されており、引き続き農業経営されていることを確認しました。</p> <p>何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。次に、受付番号 1-2 について、1 番、小鳩委員、お願いいいたします。</p>
小鳩委員	<p>受付番号 1-2 の農地について、成田秋義委員と事務局職員で、5月 2 日に、現地調査した結果を報告します。</p> <p>申請地には、一体でキャベツ、サツマイモ、ネギ、ダイコンなどの野菜が栽培され、肥培管理良好でした。</p> <p>また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。</p> <p>以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。次に、受付番号 1-3 について、2 番、成田委員、お願いいいたします。</p>
成田委員	<p>受付番号 1-3 の農地について、小鳩盛夫委員と事務局職員で、5月 2 日に、現地調査した結果を報告します。</p>

	申請地には、ナシ、ブドウが栽培され、肥培管理良好でした。
	また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。
	以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-4 について、17 番、久野委員、お願いいいたします。
久野委員	受付番号 1-4 の農地について、山口幸江委員と事務局職員で、5月7日に、現地調査した結果を報告します。
	申請地にはエダマメ、タマネギ、ジャガイモ、エンドウマメなどが栽培され、いずれも肥培管理良好でした。
	また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。
	以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-1 について、8 番、箕浦委員、お願いいいたします。
箕浦委員	受付番号 2-1 について、5月7日に若松委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。
	申請地の守山区鳥羽見二丁目の1筆は畠で、イチゴが作付けされ、残りの2筆はすべて田で、耕作準備中でした。
	願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いし

	ます。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-2 について、20番、石田委員、お願いいいたします。
石田委員	受付番号 2-2 について、5月 2 日に木村委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。
	申請地はすべて畑で、キンギョソウなどの花きが作付けされていました。
	願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-1 について、23番、安井委員、お願いいいたします。
安井（正）委員	受付番号 3-1 の農地につきまして、5月 2 日に事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。
	受付番号 3-1 の中川区東春田二丁目の 1 筆の田は耕作準備中で、良好に管理されていました。
	以上、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-2 について、22番、加藤委員、お願いいいたします。
加藤委員	受付番号 3-2 の農地につきまして、5月 7 日に事務局職員と現地調査しましたので、結果をご報告いたします。
	受付番号 3-2 の中川区助光二丁目の 1 筆の畠はナス、ジャ

ガイモが作付けされていました。

また、助光二丁目の1筆、助光三丁目の1筆の畠は耕作準備中で、いずれも良好に管理されていました。

以上、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長（会長） ありがとうございました。次に、受付番号4-1について、13番、清水委員、お願ひいたします。

清水委員 受付番号4-1につきまして、坂野推進委員及び事務局職員とで、5月2日に調査した結果を報告します。

証明願い出の農地、港区七島一丁目の1筆は田で、作付け中の状態で、農地として良好に管理されておりました。

また、この土地の所有者が、農業経営をしてきたことは申請時に事務局において確認しています。

以上、調査の結果、証明をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長） ありがとうございました。次に、受付番号4-2及び4-3について、14番、安井委員、お願ひいたします。

安井（勝） 委員 受付番号4-2及び4-3につきまして、安井秀樹委員及び事務局職員とで、5月7日に調査した結果を報告します。

受付番号4-2の証明願い出の農地、港区小川三丁目はじめ11筆は田で、作付け中の状態で、農地として良好に管理されておりました。

また、この土地の所有者が、農業経営をしてきたことは申請

時に事務局において確認しています。

次に、受付番号 4-3 の証明願い出の農地、港区小川三丁目はじめ 7 筆は田で、作付け中の状態で、農地として良好に管理されておりました。

また、この土地の所有者が、農業経営をしてきたことは申請時に事務局において確認しています。

以上、調査の結果、証明をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長） ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

木村（正） 委員 ちょっと教えて欲しいんですけど、2-2 の案件ですけど、申請のほうが約 1,600 平米、納税猶予の面積が 91.69 平米になりますけど、これをちょっと説明していただきたいんですけど。

課長補佐 事務局から回答させていただきます。

納税猶予対象面積ですけども、左側にある 178 平米のうち納税猶予対象面積が 91.69 平米というかたちですね。この 4 件すべてのというわけではございません。

その説明でよろしいでしょうか。

木村（正） 委員 はい、わかりました。ありがとうございました。

議長（会長） ありがとうございました。その他ございませんか。よろしいですか。

他にないようです。それでは、第 33 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員	異議なし。
議長（会長）	<p>ご異議なしと認め、第33号議案の案件は証明することいたします。</p> <p>次に、第34号議案「生産緑地の追加指定に係る生産緑地法施行規則第1条の規定による意見聴取」について審議を行います。</p> <p>本議案における審議のポイントについて簡単にご説明いたします。</p> <p>右肩に「配布資料①」と記載した、「第34号議案 生産緑地の追加指定に係る生産緑地法施行規則第1条の規定による意見聴取について」の資料をご覧ください。</p> <p>本議案は、生産緑地法施行規則第1条の規定により、生産緑地地区の指定について申出があった土地が、農地等に該当しているかどうかについて、名古屋市長より農業委員会に対して意見の聴取があったものです。</p> <p>審議ポイントは、それぞれの土地について、すでに作付けから収穫までの一連の耕作実績があり、良好に管理された農地等に該当しているかどうかです。</p> <p>配付資料②として、現地の写真をお配りしていますので、合わせてご覧ください。</p> <p>それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号1-1について、2番、成田委員、お願いいいたします。</p>
成田委員	受付番号1-1の農地について、小島盛夫委員と事務局職員で、5月2日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-1 の申請地には、かんきつ類が栽培されています。既存の団地と隣接しています。

今後、生産緑地として十分保全が見込まれると思われます。

何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（会長） ありがとうございました。次に、受付番号 1-2 及び 1-3 について、4 番、近藤委員、お願ひいたします。

近藤委員 受付番号 1-2 から 1-3 の農地について、福島茂俊委員と事務局職員で 5 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-2 の申請地は、ミカン、レモン、タマネギ、ジャガイモ、ウメなどが栽培され、良好に管理されています。

受付番号 1-3 の申請地は、ウメ、オリーブ、カボチャ、タマネギなどが栽培され、良好に管理されています。

いずれの土地も今後、生産緑地として十分保全が見込まれると思われます。

何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（会長） ありがとうございました。次に、受付番号 2-1 及び 2-2 について、19 番、若松委員、お願ひいたします。

若松委員 受付番号 2-1 及び 2-2 の農地について、4 月 4 日に、箕浦委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。

受付番号 2-1 の申請地は畑で、ワケギ、タマネギなどが作付けされていました。

受付番号 2-2 の申請地は畑で、ニンニク、ネギ、カキなどが作付けされていました。

いずれも畑として良好に管理されており、今後生産緑地として十分な保全管理が見込まれ、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長（会長） ありがとうございました。次に、受付番号 2-3 について、6 番、木村委員、お願ひいたします。

木村（幸） 委員 受付番号 2-3 の農地について、4月2日に、石田委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。

申請地はいずれも畑で、中村区諏訪町1丁目の2筆はタマネギ、ニンニクなどが、2丁目の1筆はミカンが作付けされていました。

畑として良好に管理されており、今後生産緑地として十分な保全管理が見込まれ、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長（会長） ありがとうございました。次に、受付番号 2-4 について、7 番、川本委員、お願ひいたします。

川本委員 受付番号 2-4 の農地について、4月2日に、松原委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。

申請地はいずれも畑で、ブロッコリー、ダイコンなどが作付けされていました。

畑として良好に管理されており、今後生産緑地として十分な保全管理が見込まれ、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号3-1から3-3について、24番、横井委員、お願ひいたします。
横井（慎）委員	受付番号3-1から3-3について、5月8日に事務局職員と現地調査をしましたので、結果をご報告します。 受付番号3-1の中川区下之一色町字宮分の1筆の畠は、エダマメ、エンドウ、インゲン等が作付けされ、良好に管理されておりました。
	受付番号3-2の中川区柳森町の2筆の畠は、エンドウ、ホウレンソウ、ネギ等が作付けされており、良好に管理されておりました。
	以上2件については、今後とも生産緑地として十分な管理が見込まれると思われますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。
	また、受付番号3-3についてご説明いたします。
	受付番号3-3の中川区打出一丁目の1筆の畠には、ネギとジャガイモ、ビワが植え付けられていることを確認しました。現在は土地の半分ほどに野菜や果樹が作付けされています。
	申請地は元々申請者の自宅があった土地の一部で、今年の平成7年1月から自宅を取り壊し、平成（正しくは「令和」）7年3月18日に元々の筆を分筆してできた土地で、分筆した申請地を畠として利用するということで本申請がされました。
	名古屋市の「生産緑地地区の追加指定に関する取扱基準」では「作付けから収穫までの一連の耕作実績があること」を新たに生産緑地地区に指定することができる要件と定めています。

申請者は、自宅取り壊し前に宅地と一体利用されていた家庭菜園の耕作実績を主張していますが、現地の状況を確認したところ、作物が作付けされはじめたばかりの状況で、建物の取り壊しが終了した平成（正しくは「令和」）7年2月からしか農地として利用をされておりません。

そのため、申出時点で「作付けから収穫までの一連の耕作実績がある」とは認められないと判断しました。

なお、事務局からは申請者に「現状では作付けから収穫までの一連の耕作実績がありません。今後作付けから収穫までの実績を積んでいただければ来年の申請で生産緑地に指定の見込みはあります。」といった趣旨の説明をした上で今回の申請に至っていることを申し添えます。以上です。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

農政課長

事務局から確認をさせていただきたいと思います。

いまご説明で、「平成」とおっしゃったところは、「令和」の間違いかと存じますが、よろしかったでしょうか。

横井（慎）

はい。

委員

議長（会長）

「平成」ではなく、「令和」だそうですのでよろしく。あとはよろしいでしょうか。

坂野委員

いまの話でちょっとわからんかったんですけど、一連の実績がないですよと言ったにもかかわらず、申請をしてきたということですね。断りたいということですか。

横井（慎）

断りたいと言うより、実績がないから来年にしてほしいということを言ったのに申請は出したいと。

坂野委員	説明したのに申請をしてきたってことですか。はい、わかりました。ありがとうございます。
議長（会長）	よろしいでしょうか。
清水委員	33 ですけど、いま申請をここで審査するんですか。それともいまの取り下げるという話ですか。どちらですか。
議長（会長）	3-3 ですね。
課長補佐	事務局からお答えさせていただきます。 申請自体は正式に出されておりますので、申請のあった農地を生産緑地の追加指定の農地とするかどうかを農業委員会として判断いただくことになるかと思います。
清水委員	ここでは許可する話ですね。
議長（会長）	許可ができない。
清水委員	できないですね。許可ができないのにどうして総会にあがつてきたかな、ちょっとわからんです、僕は。
課長補佐	事務局からもう一度同じ内容になるかと思いますが説明させていただきます。 まずこういった申請につきましては要件さえ揃っておれば行政としては申請を受理しないといけないという大原則があります。そういうなかで中川農政課からも、今回はなかなか難しいかもしれませんということを説明しましたが、農業委員会にはかけたいという申請者の思いもありまして、農業委員会に諮ってるわけでございます。

あくまで生産緑地法関係法令のなかで、農業委員会としては、追加指定する農地としてどうかという意見を付すことになっておりますので、今回追加指定するべきかどうかを最終的に農業委員会でご議決いただかたちになるかと思いますので、よろしくお願ひいたします。

清水委員

そうすると 1 年後に許可を出すわけですか。

課長補佐

仮に、今年度追加指定する農地にしないということになりましたら、再度申請者の方は次の生産緑地の追加指定の受付期間に申請を出していただくことになります。その際にまた農業委員の方には現地調査をしていただき、総会の議案となって、そこで再度審査していただくかたちです。

清水委員

また次回に出てくることですね。

課長補佐

そういう可能性があるということです。

成田委員

34 号議案の生産緑地の追加指定に係る生産緑地法施行規則第 1 条の規定による意見聴取ということですが、条件のなかで 1 年以上というのがこの文言では、どこに書いてあるんですか。よくわかりません。

課長補佐

法と規則には書いておりません。名古屋市の生産緑地地区追加指定に関する取扱い基準のなかで、追加指定する場合につきましては、作付けから収穫までの一連の耕作実績があることを、新たに生産緑地地区に指定することができる要件と定めておりますので、そういう判断のもとに本市の農業委員会としても運用していただいているのかと思っております。

成田委員

だから、ここにそういうことが説明がないもんで、事務局さんもそうだけども、これは農業委員も返答がしようがないというのは。そういう文言が書いてあるといいけど。と言うことですが、これはどういうことですか。

課長補佐	今回の議案につきましては、市の内部の規定は書いておりませんが、今後記載するか検討させていただきたいと思います。
成田委員	まあそういう条件だからということだから 3-3 というのは却下になる可能性、ここで審査して却下ということになるんだね。それをこの議案のなかで検討するということね。以上です。
議長（会長）	よろしいですか。いろいろ結構なことで、意見があるということは。
松原委員	新たに生産緑地を指定するんですけども、例えば既存団地の隣接や、新設とありますけども、まったく何もないところにポンっと生産緑地となる場合、また道路隔てて既存の生産緑地と一団となる場合が議案にあります。新設か隣接か、新たに300 平米以下でも生産緑地として指定されるという、その違いについて教えてください。
課長補佐	事務局からお答えさせていただきます。
	現在、名古屋市におきまして生産緑地ですけれども、下限面積といたしまして、300 平米以上ないと生産緑地の面積としては指定できない状況でございます。
	例えば今回の議案でいうと、1-1 でございます。追加指定面積が 138 m ² です。これは要件を満たしていないように思われるかもしれません、今回新たに追加指定される農地が生産緑地一団の中にある場合は、合計で 300 平米あれば追加指定できるものございます。ですので、1-1 につきましては 300 平米満たないけれども追加指定として認められる余地があるというものでございます。その他につきましては基本的には、新設の 300 平米超えておりますので、ちょっと拡張とも書いてあるのもございますけれども、新たに生産緑地として指定することができるということになります。

議長（会長）	松原委員、よろしいですか。
松原委員	そういう意味じゃなく、隣接はわかるんですわ。あって隣に拡張っていう意味ですからわかりますけども、新設という場合に、既存の生産緑地があって、新たに 180 平米かね、新たに 300 になれば別に可能だと思いますけども、ポンっと何もない所に 300 平米以上新しく生産緑地を申請する場合の新設も含まれるかという意味ですね。
課長補佐	もちろん含まれております。
松原委員	はい、わかりました。
議長（会長）	よろしいでしょうか。難しい問題ですけれど。他にありますか。
坂野委員	さっきの 3-3 ってやつのこと、ちょっと確認なんんですけど、意見聴取を市長から依頼されているということなんですね。農業委員会としてどう考えますかという意見を市長から求められているから、農業委員会として意見を教えて下さいねってことなんですよね。
課長補佐	そのとおりでございます。
坂野委員	そうであるなら、これは認めるとか認めないとかじゃなくて、農業委員会として 3-3 は認めることが適切であるとか、適切でないという意見を言えばいいってことなんですね。
課長補佐	そうですね、追加指定する農地に該当するか、該当しないかの意見を農業委員会として付すことになります。
坂野委員	わかりました。

議長（会長）	いかがでしょうか。他にご意見ござりますか。 他にないようです。
	第34号議案について、受付番号3-3については「作付けから収穫までの一連の耕作実績がある」とは認められないとのご報告を頂きましたので追加指定する農地等には該当しないと、その他9件については問題ないとのご報告を頂きましたので追加指定する農地等に該当すると回答してよろしいかお諮ります。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第34号議案について、名古屋市長あて回答します。
	次に、第35号議案「特定生産緑地の指定に係る意見聴取」について審議を行います。
	それでは、特定生産緑地の指定及び審議のポイントについて簡単にご説明いたします。
	先ほどご覧いただいた、配布資料①の裏面、「第35号議案 特定生産緑地の指定に係る意見聴取について」をご覧ください。
	指定から30年経過する生産緑地のうち、経過後もその保全を行うことが良好な都市環境の形成を図る上で有効であると認められるものは、特定生産緑地として指定することができます。指定の期間は10年となります。
	次に審議のポイントについてです。本議案は、特定生産緑地の指定について申出があった土地が、農地等として適正に管理されているかどうかについて、名古屋市長より農業委員会に対して意見の聴取があったものです。

審議のポイントは、それぞれの生産緑地について、作付け等の実績があり、適正に管理された農地等に該当しているかどうかです。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。東部・緑地区について、18番、山口委員、お願ひいたします。

山口（儀）委員 東部・緑地区における、担当委員さん及び事務局職員による調査の結果を報告します。

議案資料12ページと13ページに緑区、天白区分について、お示ししています。

それぞれの案件の「利用状況」欄に記載のあるとおり状況を確認しており、いずれも現に農地として、良好に管理された生産緑地であると言える状況でした。よろしくご審議のほど、お願ひいたします。

議長（会長） ありがとうございました。次に、西部・守山地区について、19番、若松委員、お願ひいたします。

若松委員 西部・守山地区で特定生産緑地の申出のあった農地について、箕浦委員と事務局職員とで調査した結果を報告します。

受付番号2-1の申請地について、「利用状況」の欄に記載のあるとおり、状況を確認しており、現に農地として良好に管理された生産緑地であると言える状況でした。

何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。

議長（会長） ありがとうございました。次に、中川地区について、10番、二村委員、お願ひいたします。

二村委員	受付番号 3-1 から 3-3 について、中川区における、横井委員及び事務局職員による調査の結果を報告します。
	それぞれの案件の「利用状況」の欄に記載のあるとおり状況を確認しており、いずれも現に農地として良好に管理された生産緑地であると言える状況でした。よろしくご審議のほどお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。
	特ないようです。それでは、第 35 号議案について、お諮りします。
	すべての案件について、農地等として適正に管理されていると回答してよろしいか、お諮りします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 35 号議案は、すべての案件について農地等として適正に管理されていると名古屋市長あて回答します。
	次に、第 36 号議案、農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見聴取について審議を行います。
	審議のポイントとして、配付資料③をお配りしておりますので、ご覧ください。
	それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。15 ページの農用地利用集積等促進計画案の第 1 号について、11 番、横井委員、お願いたします。

横井（昭）
委員

農用地利用集積等促進計画案につきまして、5月2日に安井委員と事務局職員とで現地確認を行いましたので、結果をご報告いたします。

本件は、借り手が申請地で新たに野菜を栽培していきたいと希望され、所有者との間で合意に至り、申請がなされたもので

す。
申請地は地域計画区域内の農用地のため、当該計画案が「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号」の必要な要件を満たし、適切に作成されているかがポイントとなります。

配布資料③をご覧ください。

まず第1号の要件として、当該計画案の内容が農地中間管理事業規程に適合するかです。

上段の表のとおり、今回の受け手は地域計画の目標地図に位置付けのない農業者ですが、貸借期間が3年間であり、農業を担う者に貸し付けるまでの一時的な貸付けであるため、③の項目に該当し、今回、農業委員会に対して意見聴取を行うもので

す。
続いて、下段の表に記載した第2号から5号の要件についてです。

申請地の畠は、耕作準備中であり、また、借り手が現在耕作している農地はエンドウ、ブロッコリーなどが植え付けされ良好に管理されていたことから、申請地についても適正に耕作されると見込まれます。

また、年間200日従事する予定であり、所有者と借り手との間で合意した上で申請のため、各要件を満たしております。

以上により、当該計画案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の必要な要件を満たし、適切に作成されており、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願ひいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまご説明いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それではここで、第36号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。14ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、名古屋市長から意見聴取があった農用地利用集積等促進計画（案）については、適切に作成されている。

理由としましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の必要な要件に適合しているため、です。

それでは、第36号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第36号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。

本日予定しました議案は以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告（1）「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願ひいたします。

農政課長

それでは、令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。

まず、1 ページから 4 ページにかけまして、農地法第 3 条の 3 の規定による届出が 6 件

続いて、5 ページから 14 ページにかけまして、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出が 30 件

続いて、15 ページから 41 ページにかけまして、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが 80 件

続いて、42 ページから 43 ページにかけまして、同じく、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち賃借権設定に係るものが 4 件

続いて、44 ページですが、同じく、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが 2 件

続いて、45 ページですが、農地の転用事実に関する照会が 2 件

続いて、46 ページから 47 ページにかけまして、引き続き特定貸付け等を行っている旨の証明願が 3 件

続いて、48 ページから 49 ページにかけまして、転用届出に係る訂正願が 6 件

続いて、50 ページですが、現況証明願が 1 件

続いて、51 ページですが、土地改良事業参加資格交替申出

が 1 件

それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。

議長（会長） ただいまの報告で、何かご質問等はございますか。

特にないようです。

報告については、以上でございますが、その他、何かありますでしょうか。

それでは、以上をもちまして、令和 7 年第 5 回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

閉会（午後 2 時 54 分）